

中野区長等の給料等に関する条例の一部改正に係る意見について

教育長の給料等を改定するため、中野区長等の給料等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたことに対して、教育委員会の意見を申し出る。

記

1 改正内容

(1) 教育長の期末手当の支給月数の改定

	3月	6月	12月	年間
現 行	0.25月	1.64月	1.69月	3.58月
改定案	廃止	1.84月	1.84月	3.68月

(2) 令和5年3月に支給する期末手当の特例措置

令和5年3月に支給する期末手当については、支給月数を0.35月とする特例措置を講ずる。

2 新旧対照表

別添のとおり

3 施行年月日

附則に1項を加える改正規定は令和5年3月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

4 今後のスケジュール

本件可決後、区長へ意見回答

令和5年区議会第1回定例会に一部改正条例案を提出

中野区長等の給料等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条 (略) (支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、中野区長、副区長及び教育長にあつては<u>100分の184</u>、常勤の監査委員にあつては<u>100分の161.5</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～30 (略)</p> <p><u>31 令和5年3月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の35」とする。</u></p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例中附則に1項を加える改正規定は令和5年3月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 (略) (支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては100分の164、常勤の監査委員にあつては100分の142、12月に支給する場合には、中野区長、副区長及び教育長にあつては100分の169、常勤の監査委員にあつては100分の146</u>を乗じて得た額に、中野区職員の期末手当に関する規則(昭和50年中野区規則第39号)第3条の支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～30 (略)</p> <p>別表 (略)</p>